

## 令和2年第2回大衡村議会臨時会会議録 第1号

---

令和2年5月12日（火曜日） 午前10時07分開議

---

### 出席議員（12名）

1番 小川 克也	2番 佐野 英俊	3番 石川 敏
4番 小川ひろみ	5番 赤間しづ江	6番 佐々木春樹
7番 文屋 裕男	8番 高橋 浩之	9番 遠藤 昌一
10番 佐々木金彌	11番 佐藤 貢	12番 細川 運一

---

### 欠席議員（なし）

---

### 説明のため出席した者の職氏名

村 長 萩原 達雄	副 村 長 斎藤 一郎
教 育 長 庄子 明宏	総 務 課 長 早坂 勝伸
企 画 財 政 課 長 佐野 克彦	住 民 生 活 課 長 金刺 隆司
税 務 課 長 残間 文広	健 康 福 祉 課 長 早坂紀美江
産 業 振 興 課 長 渡邊 愛	都 市 建 設 課 長 後藤 広之
教 育 次 長 兼 学 校 教 育 課 長 斎藤 浩	社 会 教 育 課 長 大沼 善昭

---

### 事務局出席職員氏名

事務局長 堀籠 緋沙子 書記 和泉 文雄 書記 沼田 裕紀

---

### 議事日程（第1号）

令和2年5月12日（火曜日）午前10時07分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 承認第 2 号 専決処分の承認を求めるについて

〔大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について〕

第 4 承認第 3 号 専決処分の承認を求めるについて

〔大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

第 5 承認第 4 号 専決処分の承認を求めるについて

〔令和元年 10 月台風 19 号による災害被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について〕

第 6 承認第 5 号 専決処分の承認を求めるについて

〔令和元年度大衡村一般会計予算の補正について〕

第 7 承認第 6 号 専決処分の承認を求めるについて

〔令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について〕

第 8 承認第 7 号 専決処分の承認を求めるについて

〔令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について〕

第 9 承認第 8 号 専決処分の承認を求めるについて

〔令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について〕

第 10 議案第 26 号 大衡村新型コロナウイルス感染症対策金条例の制定について

第 11 議案第 27 号 令和 2 年度大衡村一般会計予算の補正について

---

本日の会議に付した事件

議事日程（第 1 号）と同じ

---

午前 10 時 07 分 開会

議長（細川運一君） おはようございます。

ただいまの出席議員は 12 名であります。定足数に達しますので、これより令和 2 年第 2 回大衡村議会臨時会を開会いたします。

開会に先立ち、本日は新型コロナウイルス感染症対策のため、大衡村議会会議規則第 4 条第 3 項の規定を受け、議席の間隔を可能な限り空けております。発言及び答弁はマスク着用のまま、登壇せず自席にてお願いをいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

---

## 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（細川運一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、4番小川ひろみ君、5番赤間しづ江君を指名いたします。

---

## 日程第2 会期の決定

議長（細川運一君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件について、議会運営委員長に委員会の報告を求めます。佐々木春樹委員長、報告願います。

議会運営委員長（佐々木春樹君） おはようございます。

本日招集されました令和2年第2回大衡村議会臨時会の運営に関しまして、本日8時30分に議会運営委員会を開催しておりますので、その結果について報告します。

本臨時会に付議されました案件は、村長提出案件が9件あります。内訳は、専決処分の承認について7件、条例の制定について1件、令和2年度大衡村一般会計予算の補正について1件であります。したがって、本臨時会の会期につきましては本日1日限りと決定すべきであります。

以上、議会運営委員会の報告といたします。

議長（細川運一君） お諮りをいたします。本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日1日限りとすることにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

ここで、村長に招集の挨拶並びに提案理由の説明を求める。村長、説明願います。

村長（萩原達雄君） 改めまして、皆さんおはようございます。

令和2年第2回大衡村議会臨時会の招集に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、ここに令和2年第2回大衡村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多用の中ご出席をいただきましたこと、ありがとうございます。

ここに、招集の挨拶並びに提案理由の説明をさせていただきます。

初めに交通安全の関係であります、4月6日から10日間にわたり春の交通安全県民総ぐるみ運動が、交通安全協会大衡支部や交通安全指導員、交通安全母の会等関係機関、団体、並びに皆様議員各位のご協力をいただきながら実施されたところであります。しかしながら、運動期間中の8日に衡東地区内の県道においてお一人の方がお亡くなりになる、自損事故でありますけれども死亡事故が発生しております。このことにより、死亡事故ゼロの日数は1,396日で途絶えてしましましたが、気持ちを新たに大和警察署を初めとした関係機関・団体と連携を図りながら、大衡村から悲惨な交通事故を1件でも減らすことができるよう、交通安全活動を推進してまいりますので、皆様方のさらなるご協力をお願い申し上げる次第であります。

次に、新型コロナウイルスの関係であります、感染者数の拡大を受け国から4月7日、7都道府県に対して緊急事態宣言が出され、その後16日には対象が拡大され、全ての地域が緊急自体宣言の対象とされたところであります。宮城県内においても、4月17日から5月6日までの間、不要不急の外出と催事開催の自粛が宮城県知事から要請され、また4月25日からは遊興施設等の休業と飲食店の営業時間の短縮がそれぞれ要請されております。

さらに、5月4日には緊急事態宣言の期限が5月末まで延長されており、行動制限が一部の県では解除されではありますけれども、経済活動の早期再開に向け、感染拡大を抑えることが重要なこととなりますので、村民の皆様には多大なご不便をおかけしておりますけれども、この点について十分ご理解をいただき、今後も国県からの情報をえながら適切に対応したいと考えております。また、小中学校も5月末まで休校期間が延長されておりますけれども、授業再開後に児童生徒が安心して登校できるように、教育委員会と連携を図りながら対応したいというふうに考えております。

なお、今年度の万葉まつりやふるさと祭り、村民体育大会、敬老会など、村の主要行事につきましては中止とさせていただき、令和2年度一般会計補正予算において予算を組み換えた上で、特別定額給付金や村独自の支援策など新型コロナウイルス関連の予算を計上しておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

以上ご報告申し上げましたが、本臨時会に提案いたしました案件は9件であります。承認第2号から承認8号までは、専決処分の承認を求めるものであります。地方税法の改正に伴い、承認第2号は大衡村税条例等の一部を、承認第3号は大衡村国民健康保険税条例の一部を、それぞれ改正したものであります。承認第4号は、厚生労働省並びに

総務省からの通知に基づき、令和元年10月の台風19号による災害被災者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正したものです。承認第5号は令和元年度一般会計予算から12万円を減額、承認第6号は令和元年度国民健康保険事業勘定特別会計予算から965万2,000円を減額、承認第7号は令和元年度下水道事業特別会計予算に繰越明許を追加、承認第8号は令和元年度後期高齢者医療特別会計予算に146万3,000円を追加し、それぞれ専決処分したものであります。

議案第26号は、新型コロナウイルス感染症の蔓延を防止し、村民並びに事業者の支援等必要な施策を推進するため、大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金条例をさだめるものであります。

議案第27号は、令和2年度一般会計予算に6億5,100万円を追加するもので、主なものは特別定額給付金、子育て世帯への臨時特別給付金、休業あるいは時短営業の要請に応じた事業者への協力金、並びに村独自の支援策として子育て世帯に対する支援や協力金の対象とならない事業者に対しての支援、割増商品券発行に要する経費などを計上するものであります。

以上承認7件、議案2件、合わせて9件をご提案いたしますので、原案どおりご可決を賜りますようにお願い申し上げまして、招集の挨拶並びに提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

---

### 日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めるについて

[大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について]

議長（細川運一君） 日程第3、承認第2号専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（残間文広君） おはようございます。

それでは、議案書1ページをお開き願います。

承認第2号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

次のページお願いします。

専決処分書、大衡村税条例等の一部を改正する条例の制定について。

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村税条例等の一部を別紙のとおり改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものです。

専決処分日は、令和2年3月31日です。

議案書につきましては、3ページからになります。

今回の改正につきましては、令和2年3月31日に公布された地方税法等の一部を改正する法律に基づき改正したもので、主な改正点は3点あります、1点目は個人住民税に係る未婚の「ひとり親」に対する「寡婦（寡夫）控除」の見直し。2点目は、固定資産税に係る課税標準の特例の見直し並びに所有者不明土地等に係る課税上の課題への措置。3点目は、葉巻たばこの課税方式の見直しです。

内容につきましては、別冊の新旧対照表に基づいてご説明いたしますが、法改正による条ずれ、項ずれや、元号が変わったことによる字句の改正等は割愛させていただきます。

新旧対照表、1ページをお開き願います。第1条による改正です。第24条個人の村民税の非課税の範囲、及び次の第34条の2所得控除は、未婚のひとり親を対象に加えたものです。

次に、5ページお願いします。第54条固定資産税の納税義務者等は、次のページお願いします。第5項として、所有者不明の場合、あらかじめ通知した上で、その使用者を所有者とみなして固定資産税を課することができる規定の追加です。

次に、9ページお願いします。第74条の3現所有者の申告は、所有者が死亡している場合に現所有者に対し現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、住所、氏名等を申告しなければならない規定の追加です。

次の10ページお願いします。第94条たばこ税の課税標準は第2項ただし書を追加し、軽量葉巻たばこについて本数、課税換算方法を2段階で見直しする規定です。

次の11ページお願いします。第96条たばこ税の課税標準は、課税免除適用における条件を第2項として追加したものです。

次に、16ページお願いします。附則第8条肉用牛の売却による事業所得に係る村民税の課税の特例は、令和6年度まで3年延長したものです。

次に、19ページお願いします。第25項として新設された特例は、現在本村に該当する

土地はありませんが、水防法の規定により指定された浸水被害軽減地区内にある土地について、固定資産税の課税標準を浸水被害軽減地区として指定された日から3年間はその価格に3分の2を乗じた額としたものです。

飛びまして、27ページお願いします。第17条長期譲渡所得に係る個人の村民税の課税の特例は、次のページお願いします。第35条の3第1項として低未利用地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例を追加したものです。

次に、33ページお願いします。第31条均等割の税率、35ページの第48条法人の村民税の申告納付、41ページの第50条法人の村民税に係る不足税額の納付の手続、43ページの52条法人の村民税に係る納期限の延長の場合の延滞金は、法人税法において連結納税の廃止に伴う規定の整理です。

次に、45ページお願いします。第94条たばこ税の課税標準は、第2項ただし書の軽量葉巻たばこについて本数課税換算方法の2段階目の見直し規定です。

10ページ以降は、元号が変わったことなどによる字句等の改正が主なものであります。それでは、議案書10ページに戻っていただきまして、附則についてご説明いたします。附則の第1条は、施行期日について令和2年4月1日とするものです。次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行になります。

第1号は、たばこ税の課税標準については令和2年10月1日。第2号は、ひとり親に対する寡婦控除については令和3年1月1日。第3号は、たばこ税の課税標準に係る2段階目の見直しについては令和3年10月1日。第4号は、国税における法人税の連結納税の廃止については令和4年4月1日。第5号は、土地基本法等の一部を改正する法律に係る低未利用地等を譲渡した場合の譲渡所得の特例については、施行日の属する年の翌年の1月1日からとなります。

第2条から12ページの第7条までは、各税目における経過措置に係る規定となっており、第8条から第11条までは元号が変わったことによる改正となっております。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願いいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めるについて

〔大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について〕

議長（細川運一君） 日程第4、承認第3号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（残間文広君） それでは、議案書15ページをお開き願います。

承認第3号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページお願いします。

専決処分書。大衡村国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、大衡村国民健康保険税条例の一部を  
別紙のとおり改正する条例を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので  
す。

専決処分、令和2年3月31日です。

今回の改正は地方税法等の改正によるもので、課税限度額の引き上げと減額措置に係  
る軽減判定所得の基準額の見直しが主な改正点です。

改正内容については、新旧対照表によりご説明を申し上げます。63ページお開き願い  
ます。

第2条第2項ただし書中及び次のページの第23条中の国民健康保険税の基礎課税額の  
限度額を61万円から63万円に、第2条第4項中及び第23条中の介護納付金課税額を16万  
円から17万円にそれぞれ引き上げるもので、後期高齢者支援金等課税額の限度額につ  
いては、据え置きになります。

第23条第2号中の保険税の減額について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得  
の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を28万円から28万5,000円に引き上げ、同

条第3号の2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乘すべき金額を51万円から52万円に引き上げるものです。

それでは、議案書17ページに戻っていただきまして、附則についてご説明いたします。

第1項は施行期日で、令和2年4月1日としたものです。第2項は経過措置に係る規定です。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第5 承認第4号 専決処分の承認を求めるについて

〔令和元年10月台風19号による災害被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について〕

議長（細川運一君） 日程第5、承認第4号専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。税務課長。

税務課長（残間文広君） それでは、議案書18ページをお開き願います。

承認第4号専決処分の承認を求めるについて。

地方自治法第179条第1項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

次のページお願いします。

専決処分書。令和元年台風19号による災害被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

厚生労働省並びに総務省からの減免措置に対する財政支援の取り扱いについての通知に伴い、令和元年台風19号による災害被害者に対する村税の減免に関する条例の一部を

別紙のとおり改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもの  
です。

専決処分日は、令和2年3月31日です。

改正の内容については、新旧対照表によりご説明申し上げます。67ページをお開き願  
います。

第4条第1項並びに第2項において、当初令和元年度中の減免対象期間を、令和2年  
度の9月分まで半年間延長し、それに伴い69ページお願いします。第5条第2項の減免  
申請期限を令和2年9月30日までとするものです。

それでは、議案書20ページに戻っていただきまして、附則についてご説明いたします。

第1項は施行期日で、公布の日から施行し、令和2年4月1日から適用としたもので  
す。第2項の経過措置に係る規定です。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声  
あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

#### 日程第6 承認第5号 専決処分の承認を求めるについて

〔令和元年度大衡村一般会計予算の補正について〕

議長（細川運一君） 日程第6、承認第5号専決処分の承認を求めるについてを議題とい  
たします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） おはようございます。

それでは、承認第5号別紙にてご説明申し上げたいと思います。1ページをお開き願  
いたいと思います。

令和元年度大衡村一般会計補正予算（専決第3号）は、次に定めるところによる。

まず、「歳入歳出の補正」でございます。第1条歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ12万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億1,756万1,000円とするものでございます。繰越明許費第2条の部分でございます。第2表でご説明申し上げます。

地方債の補正第3条でございます。第3表でご説明申し上げます。

なお専決日につきましては、令和2年3月30日付となるものでございます。

続きまして、6ページをお開き願いたいと思います。「第2表 繰越明許費の補正」でございます。全部で10件ほどございます。農林水産業費で2件、土木費で5件、災害復旧費で3件でございます。

まず、1件目でございます。5款1項農業費の振興総務費でございます。環境整備支援事業補助金分でございまして、478万円の繰越額でございます。

2件目、農業費の農業用施設維持管理費でございます。委託料分でございまして、国道4号拡幅関連の用排水路の付け替えの基本設計、防災重点ため池詳細設計業務分で1,264万円分の繰越額でございます。

3件目、7款2項道路橋梁費、大瓜南側線改良舗装事業でございます。工事請負費分でございまして、1億2,256万8,000円の繰越額でございます。

4件目、同じく道路橋梁費、尾西中山線改良舗装事業でございます。工事請負費分でございまして、1億6,184万4,000円の繰越額でございます。

5件目、7款2項道路橋梁費、尾西2号線改良舗装事業でございます。公有財産購入費及び補償費でございまして、873万3,000円の繰越額でございます。

6件目、7款2項道路橋梁費、海老沢線外2改良舗装事業でございます。委託料分でございまして、1,614万8,000円の繰越額でございます。

7件目、7款2項道路橋梁費、長町小沼田前線改良舗装事業でございます。委託料分でございまして、760万円の繰越額でございます。

8件目、10款1項農林施設災害復旧費、農林施設災害復旧総務費でございまして、台風19号関連の農地農業用施設の工事請負費委託料及び個人農地小災害復旧の補助金分でございまして5,724万5,000円の繰越額でございます。

9件目、農林施設災害復旧費の中の大衡村排水処理施設維持管理費でございます。上北沢排水処理場濃縮槽の更新工事分でございまして、1,258万円の繰越額でございます。

最後10件目、10款2項公共土木施設災害復旧費の総務費でございます。22件分の災害

復旧に係る費用でございまして、工事請負費が主でございます。6,188万円の繰越額でございます。

次のページ、「第3表 地方債補正」をご覧願いたいと思います。

まず、道路橋梁整備事業債170万円の減で、7,280万円でございます。尾西中山線改良舗装事業の充当でございます。辺地対策事業債50万円の減、1億9,950万円でございまして、長町小沼田前線改良舗装事業に充当するものでございます。災害復旧事業債60万円の増、4,310万円でございまして、公共土木施設災害復旧事業債充当でございます。

続いて、歳入歳出予算についてご説明申し上げます。10ページをお開き願いたいと思います。なお説明につきましては、主な項目のみといたしますので、ご了解願いたいと思います。

1款1項1目個人及び法人の村民税6,710万円の増でございまして、これにつきましては徴収見込みによるものでございます。

2款地方譲与税から、次のページ10款地方特例交付金につきましては、実績や額の確定に基づく確定による補正予算の計上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

12ページの下のほうでございますけれども、11款1項1目地方交付税1億6,129万5,000円の増、説明記載のとおり特別交付税確定による増額補正によるものでございます。

12款交通安全対策特別交付金及び14款使用料及び手数料につきましても、実績に基づく額の確定によるものでございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

15款2項4目土木費国庫補助金310万7,000円の増、公共土木災害復旧費の補助金の増分でございます。9目農林水産業費国庫補助金669万5,000円の増、災害復旧農林水産業費補助金の増でございまして、稻わら処理に係る補助金分でございます。

16款県支出金についても、各項目実績に基づく額の確定による増減でございます。

次のページ、16ページをお開き願いたいと思います。

17款財産収入及び18款寄附金について、額の確定による補正でございます。

19款2項1目財政調整基金繰入金2億4,300万円の減、これにつきましては村税及び交付税等々の財源が出てきたものでございまして、取り崩しをやめたものでございます。

21款諸収入、これも額の確定による補正でございます。

22款村債、これも事業内容確定による起債金額の変更でございます。

23款環境性能割交付金、額の確定による増額補正によるものでございます。

続きまして、歳出でございます。18ページをお開き願いたいと思います。

2款1項6目財政管理費200万円の減、これにつきましては移住支援金の該当者がなかったため、皆減でございます。8目財政調整基金の部分でございますが1,486万8,000円の増、財政調整基金及びふるさと寄附金の基金への積立分の増でございます。

2項徴税費、3項戸籍住民基本台帳費、4項選挙費、5項指定統計調査費、いずれも実績見込み等による補正や財源入れ替え等でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

3款民生費、4款衛生費、こちらも実績見込みの補正や財源入れ替え等でございます。

5款1項3目農業振興費36万9,000円の増、昨年の台風19号災害に係る次期作付種子の購入助成事業の補助金分でございまして、大豆の種子に係るものでございます。

6款商工費、これも実績見込みによる補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

7款2項1目道路維持費1,290万円の減でございます。除融雪委託料の減でございます。

2目道路新設改良費、財源の入れ替えでございます。

9款教育費、これにつきましても実績見込み等々や確定による補正や財源入れ替え等でございます。

10款1項1目農林施設災害復旧総務費1,000万円の増、説明記載のとおり農業用施設小災害復旧支援事業費補助金の増でございます。2目大衡村排水処理施設維持管理費162万8,000円の減、実績見込み等による補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

2項1目公共土木施設災害復旧費80万円の増、これにつきましても実績見込みによる補正でございます。

13款1項予備費292万円の減、財源の調整でございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。石川 敏君。

3番（石川 敏君） 今回の令和元年度の一般会計、専決処分の補正額が大分金額、内容も多いなというのを感じるんですけれども、3月議会での補正の時点では確定見込みというような内容での補正で説明あったんですが、今回村税、それから額の大きいのは交付税ですかね。村税の補正というのは、通常専決処分での補正というのは余りないんじゃないのかなと思うんですよね。なぜ3月補正の時点で把握できなかつたものか。交付税も

同じなんすけれども、その辺の理由をお伺いしたいと思うんです。

あと、繰越明許も何件ですかね。今回10件ぐらいありますか、金額も大分トータルしますと4億6,000万円以上になる金額なんすけれども、実際の事業費全体の中でどの程度の割合で繰り越しになるものか。繰り越しする量といいますかね、事業費ベースでもいいすすけれども、あるいは財源がどうなのか。その辺の内容もお伺いしたいと思います。

それから、いろいろな項目にわたって3月補正の時点で補正一旦やって減額なり追加なり、そして今回また再度補正というの結構見受けられます。なぜこのような専決処分としての補正の状況になったものか、その辺の状況の理由をまず伺います。

議長（細川運一君） 企画でよろしいですか、税で。税務課長。

税務課長（残間文広君） 専決処分の内容でございます。

大きいのが法人税の6,070万円、これが3月補正でできなかつたのかというご質問かと思います。3月の補正予算の計上につきましては、2月初め時点での把握でございまして、法人税につきましては3月補正では計上しておらなかつたと。この理由につきましては、3月中における法人税割等の動きがあろうかということで、3月補正を見送って専決処分させていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 交付税の関係でございますけれども、交付税の関係につきましてはいわゆる交付決定が本当に年度末ぎりぎりという形もございますので、当然特別交付税どのぐらい来るかというのはわかりません。ですので、あくまでも今回の専決予算の部分になつたと。その他いろいろな、いわゆる利子割交付金等々についても3月中旬以降の部分での決定という形になりましたので、その部分については専決予算にならざるを得ないという部分でございます。

あと歳入の関係で、例えば使用料関係につきましては、新型コロナウイルス関係等々によって当初見込んでいた部分を返金したという、使用料関係ですね。そういう部分もございまして、今回専決予算で例えば公民館の使用料ですとか、そういう部分については減額補正をしているという状況でございます。ですので、そういう部分でいわゆる3月の補正じゃなく、専決予算に至つたという経緯でございますので、ご了解していただきたいと思います。

議長（細川運一君） 繰越明許についてのご質問もございましたけれども、担当課ごとでよろ

しいですか。産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） お答えいたします。

繰越明許の件数についてですね、産業振興課分についてもご説明させていただいたとおり多いわけでございますけれども、先般来ご承知のとおり昨年度の台風19号関連がございまして、災害復旧等に相当程度の事務が割かれたということもございまして、原因はその点にはございますけれども、振興総務費の環境整備支援事業の補助金については、これも台風19号に関連いたしまして整備のほうに着手できなかつたという部分でございます。

さらには、農業用施設の維持管理費の業務委託料につきましても、今お話しさせていただきましたとおり台風19号の関連で、測量設計でございますけれども業者等も災害等の査定等に対する設計等に当たつていただいたところもございまして、それらのその他の業務ですね。こちらについては国道4号の関連の部分、防災重点ため池の詳細な設計の部分でございますけれども、発注の部分がずれ込んだということで繰り越しさせていただくものでございます。

さらには、何度もお話ししていますとおり災害復旧費につきましては、台風19号関連でございまして、発注時期等も設計等も確定してからということもございましたので、現在繰り越しをさせていただいて令和2年度の部分で進めさせていただくというものでございます。

概要については以上でございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 都市建設課所管分の繰越明許のまず理由でございますが、理由といたしましては産業振興課とほぼ同様でございますが、7款並びに10款2項の公共土木災害の関係のまず工事関係につきましては、災害復旧事業を優先させるために一時事業を休止したことが主な理由となっております。また委託料関係、海老沢線外に長町小沼田前線外1の委託料関係につきましても、産業振興課同様台風19号の災害復旧の業務に当たるために国県の通達を受けましてコンサルタント業務、そちらを優先した関係で繰り越ししているということでございます。

それによらない理由といたしましては、尾西2号線改良舗装分につきましては、用地並びに補償業務になりますが、こちらの地権者の方の権利関係の兼ね合いで繰り越ししたものでございます。

それと、あと繰り越しの額の割合関係なんですが、まず大瓜南側線関係につきましては予算額2億1,111万円に対しまして、説明記載の額を繰り越ししているものでございます。尾西中山線改良舗装事業につきましては、予算額1億9,147万6,000円に対しまして、説明記載1億6,184万4,000円を繰り越しするものでございます。尾西2号線改良舗装事業につきましては、予算額2,486万8,000円に対しまして繰越額873万3,000円を繰り越すものでございます。海老沢線外2改良事業につきましては、予算額2,138万8,000円に対しまして繰越額1,614万8,000円を繰り越すものでございます。長町小沼田前線外1事業につきましては、予算額1,184万円に対しまして繰越額78万円を繰り越すものでございます。最後に、公共土木災害復旧事業につきましては、予算額1億4,488万円に対しまして繰越額6,188万円を繰り越すものでございます。

以上となります。

議長（細川運一君）　もう1問、3月に補正してまた補正しているというご質問ございましたけれども、具体的なご指摘ございませんでしたので、今一度ご発言をしていただいて、質問を続けていただきたいというふうに思います。石川　敏君。

3番（石川　敏君）　今各課長から答弁をいただきましたけれども、繰越明許については今回台風の災害復旧、さらには新型コロナウイルス感染症対策ということで、工事が中断せざるを得なかったという事情も理解するわけですけれども、いずれにしても全体の事業費の中で相当大きな額が繰り越しになっているわけですね。その後、今現在どのような状況になっているか。工事中の箇所もあるようですが、いつの時点で大体完了の見通し立っているものかまずその辺を、個別はいいですけれども、お尋ねしたいと思います。完了時期の見込みですね。

あと地方交付税、特別交付税確定ということですけれども、金額の1億六千何万円、交付内容どういったものの算定でこの1億六千何がしがふえたものか。交付理由ですね、その中身をお尋ねしたいと思います。

あと村税については、法人関係の申告の時期等の理由ということのようですが、通常は法人村民税の申告時期がいろいろあるかと思いますけれども、普通であれば3月の最終年度末あたりである程度額的には把握できるんじゃないのかなと感じるんですけども、その時点で全然補正なしで今回専決っていうのは、予算編成上それで適切なものかどうか。そのようなやり方が、ちょっと今まで私余り記憶ないんですけども、そういうようなことで全体的な予算編成の仕方について考え方をお尋ねしたいと思います。

個別の補正、追加の減額については個別には改めて質問しませんけれども、大分そういったものが見受けられます、実態として。ですので、補正の時点でその辺をきちんと精査しているものかどうか、予算編成の関係でですね。それを、改めてお尋ねします。

議長（細川運一君） まず、繰越明許に伴う事業の全体的な完了見通しについて。産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 事業の完了の見込みですけれども、当然所管の部分につきましては農業の部分というのもございますので、農繁時期といいますか耕作時期については当然工事等の着手といいますか作業ができないという状況もありますので、秋以降の完了ということで想定しているものでございます。

議長（細川運一君） 都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 都市建設課所管分につきましては、事業ごとに理由が異なりますのでちょっと説明させていただきますが、まず道路事業関係につきましては災害復旧事業一旦落ち着きまして再開している事業もありますが、道路関係につきましては6月下旬完成見込みで進めております。ただし、尾西中山線改良舗装事業につきましては、橋梁の下部工工事分として繰り越ししている分ございますので、こちらは年度末の完了見込みとなっております。また、測量調査設計業務につきましても一部再開しております、6月上旬完成見込みとなっております。

災害復旧関係につきましては、道路関係の災害復旧につきましては6月下旬の完成見込みで進めておりますが、河川関係につきましては田圃の耕作終わってからでないと現場に着手できない部分ございますので、こちらにつきましては12月下旬の完成見込みとなっております。

以上となります。

議長（細川運一君） 特別地方交付税の増額理由について、企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 具体的なこの金額はこのぐらいだという資料はちょっと持ち合わせておりませんが、いわゆる3月の通常の部分で今回1億6,000万円ほどの増額の部分の特別交付税になっております。主なものについては、いわゆる復興特区の減免関係の部分が主なものになろうかと思いますが、そのほかにも多少だとは思うんですけれども、コロナ関係の経費も入ってくるような形になっているところでございます。

議長（細川運一君） 村税について、税務課長。

税務課長（残間文広君） お答えいたします。

法人税につきましては、ご承知のとおり予定申告納付されていて、3月に確定申告で還付となる法人もいらっしゃいます。3月補正で見込み立たなかつたのかというご質問であります。先ほどお話ししたように2月の初め時点での把握でございますので、3月の確定申告でどの程度の還付となる法人が出てくるか、ちょっと見込みが立たなかつたということでございまして、専決処分をさせていただいたものでございます。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） いずれにしましても、専決額トータルとしては減額12万円ということですけれども、中身プラスマイナス相当の額も出ていますし、項目もかなり多いです。通常の専決処分というのは、こういう状況が通常の形ではないんではないのかなというふうに理解しているんですけども、予算編成上いろいろな理由があるかもしれませんけれども、やっぱり通常はこのような手法というのはどうなんですかねと思うんですね、話したいのは。やっぱり適切に補正ということで組んで提案していただくのが、本来の姿ではないのかなと思うんですね。3月末に専決処分で、これだけの多くの金額をプラスマイナスっていうのは、通常の形ではないと思うんですね。ですので、予算編成の考え方としてその辺を、適切な編成に当たっていただきたいというふうに思うわけです。

改めて、財政担当の課長の答弁を求めます。

議長（細川運一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） 石川議員おっしゃることも、もっともな部分かと思います。ただ、どうしても3月末にならないと確定しないというのもございます。ですのでその点は、ちょっとご了解いただければありがたいかなというふうに思っております。

当然いわゆる予算の編成、査定の部分についてはある程度当然適正な金額、歳入であれば入ってくる金額をもとに査定を当然してございますので、そういった部分で今回このような専決処分の内容にはなったかと思うんですけども、前もってわかる部分については3月補正、その前の例えれば12月補正でも大丈夫でございますので、これからも適正ないわゆる査定や、予算の部分の配分については適正にしていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[異議なし多数]

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第7 承認第6号 専決処分の承認を求めるについて

[令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計予算の補正について]

議長（細川運一君） 日程第7、承認第6号専決処分の承認を求めるについてを議題といたします。

[議案は末尾に掲載]

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） それでは承認第6号、別紙によりご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

承認第6号別紙、令和元年度大衡村国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

まず、「歳入歳出の補正」についての規定でございます。歳入歳出の総額から歳入歳出それぞれ965万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億7,785万3,000円とするものでございます。専決日は、令和2年3月30日でございます。

内容につきましては事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。歳入でございます。

3款1項1目保険給付等交付金562万7,000円の増。1節普通交付金は実績見込みによる減額、2節特別交付金についても実績見込みによる増額でございます。4目社会保障・税番号システム整備費補助金55万円の減額でございますが、こちらは歳入科目的変更でございまして、県支出金を減額し、次のページ7ページの8款国庫支出金へ計上するものでございます。

4款1項1目利子及び配当金3,000円の増、利子額確定による増額でございます。

5款1項1目一般会計繰入金28万2,000円の減、事務費確定による繰入金額の確定によるものでございます。2項1目財政調整基金繰入金1,500万円の減、財源調整でございます。

続きまして、8ページ歳出でございます。

2款4項1目出産育児一時金42万円の減、事業確定による減額でございます。

6款1項1目財政調整基金積立金は、財源の入れ替えでございます。

9款1項1目予備費923万2,000円の減額については、財源調整でございます。

以上、ご説明申し上げました。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

ここで休憩をいたします。再開を11時15分といたします。

午前11時03分 休憩

---

午前11時15分 再開

議長（細川運一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

日程第8 承認第7号 専決処分の承認を求ることについて

〔令和元年度大衡村下水道事業特別会計予算の補正について〕

議長（細川運一君） 日程第8、承認第7号専決処分の承認を求ることについてを議題いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。都市建設課長。

都市建設課長（後藤広之君） 承認第7号、別紙でご説明申し上げます。1ページを願いいたします。

令和元年度大衡村下水道事業特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、繰越明許費について定めたものでございます。地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越しして使用することのできる経費は、「第1表 繰越明許

費」によるものでございます。専決日は、令和2年3月30日でございます。

次に、次のページ「第1表」お願いいいたします。「繰越明許費の補正」といたしまして、1款2項下水道管理費の下水道災害復旧費に411万円を追加するものでございます。なお、当該繰越工事分につきましては、先日事業完成したものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第9 承認第8号 専決処分の承認を求めるについて

〔令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計予算の補正について〕

議長（細川運一君） 日程第9、承認第8号専決処分の承認を求めるについてを議題いたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 承認第8号、別紙によりご説明申し上げます。1ページをお開き願います。

承認第8号別紙、令和元年度大衡村後期高齢者医療特別会計補正予算（専決第1号）は、次に定めるところによる。

第1条は、歳入歳出予算の補正についての規定でございます。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ146万3,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,550万1,000円とするものでございます。専決日は令和2年3月30日でございます。

内容につきましては、事項別明細書でご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

歳入でございます。1款1項後期高齢者保険料146万3,000円の増、収入見込みによる

増額でございます。

続きまして、7ページ歳出でございます。2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金146万3,000円の増、保険料収納見込額の増額分を計上してございます。

以上ご説明申し上げました。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ございませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

日程第10 議案第26号 大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について

議長（細川運一君） 日程第10、議案第26号、大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君） 本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君） それでは、議案書29ページをご覧願いたいと思います。

議案第26号、大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金条例の制定について。

大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金条例を別紙のとおり制定する。よって、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

次のページ、お開き願いたいと思います。30ページでございます。

議案第26号別紙でございます。大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金条例でございます。

第1条でございますが、設置に係る目的の部分でございます。第1条新型コロナウイルス感染症蔓延を防止し、村民並びに事業者等の支援、その他対策に必要な施策の推進を図るため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金を設置するものでございます。

積立てといたしまして、基金として積み立てる額は予算で定める額の範囲内とするも

のでございます。

第3条、管理の部分でございます。基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないものでございます。

第4条、運用収益の処理でございます。基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとするものでございます。

処分でございます。第5条でございますが、村長は基金設置の目的を達成するために必要な事業の財源に充てる場合に限り、処分することができるものでございます。

第6条につきましては、繰替運用の規定でございます。村長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができるものでございます。

第7条については、委任に関する規則でございます。基金に関し必要な事項は、村長が別に定めるものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和2年5月12日から施行するものでございます。

これにつきましては、歳入の部分で2,200万円ほど繰り入れいたしまして、歳出の部分で2,800万円ほど積み立てるものでございます。いわゆる処分の関係でございますが、今般の補正予算においては子育て生活支援の緊急給付事業に1,100万円、商工振興に関しては800万円、災害対策費について300万円という形で、計2,200万円ほどの繰り入れを行うものでございます。

なお、財源につきましては一般財源を予定してございますが、中には寄附金、いわゆる新型コロナウイルス対策に使ってくださいという寄附金もあろうかと思いますので、一般財源及び寄附金を充てるものでございます。

説明については以上でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います。質疑ありませんか。（「なし」の声あり）質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

議長（細川運一君）　日程第11、議案第27号、令和2年度大衡村一般会計予算の補正についてを議題といたします。

〔議案は末尾に掲載〕

---

議長（細川運一君）　本案の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐野克彦君）　それでは議案第27号、別紙にてご説明申し上げます。まず、1ページをお開き願いたいと思います。

議案第27号別紙、令和2年度大衡村一般会計補正予算（第1号）でございます。

令和2年度大衡村一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正でございます。第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億5,100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ49億9,100万円とするものでございます。

歳入歳出予算の中身について、事項別明細について申し上げたいと思います。6ページをお開き願いたいと思います。

まず、歳入でございます。

16款2項1目総務費国庫補助金5億9,530万円の増、説明記載の特別定額給付金の事業費の補助金5億9,330万円、あとはそれに係る事務費200万円の計上でございます。

2目民生費国庫補助金1,030万1,000円の増でございます。6節でございますが、子育て世帯への臨時特別給付補助金でございまして1,031万円の増でございます。いわゆる子育て世帯への臨時特別給付金事業補助金が957万円、それに係る事務費が73万1,000円の部分でございます。

17款2項8目商工費県補助金400万円の増、宮城県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金といたしまして、30万円のうちの県補助金分の20万円の20事業所分を見込んでいるものでございます。

20款2項1目財政調整基金繰入金2,000万円の増でございます。13節大衡村新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金2,200万円の増、先ほど基金の関係で申し上げましたとおりの部分で、歳出でもご説明申し上げますが18歳以下の1万円の部分に対して1,100万円、あとは商業振興の部分で800万円、あとは災害宅策で300万円、合計2,200万円の繰入金を見ているものでございます。

22款4項1目雑入60万1,000円の減、いわゆる事業中止に伴うふるさと祭りの肉売払収

入及び参加者負担金の減でございます。

続きまして、歳出でございます。8ページをお開き願いたいと思います。

2款1項6目企画費でございます。大衡ふるさと祭りの中止に伴う減でございまして、3節職員手当等から13節使用料及び賃借料、以上のような金額で減額するものでございます。

2款1項8目財政調整基金費2,800万円の増の部分で、これにつきましては新型コロナウイルス感染症対策基金への積立金を2,800万円ほど計上するものでございます。

3款1項1目社会福祉総務費6億620万5,000円でございます。内訳といたしまして、特別定額給付金事業について5億9,589万8,000円、子育て世帯への臨時特別給付事業1,030万7,000円、いずれも国のはうの事業でございます。職員手当につきましては35万円でございます。需用費から委託料につきましては記載のとおりでございますが、委託料につきましてはシステム改修費も含めているものでございます。18節負担金補助及び交付金6億280万7,000円、その内訳といたしまして特別定額給付金5億9,330万円、5,933人掛ける10万円という形でございます。あと、子育て世帯への臨時特別給付金957万円、これにつきましては957名掛ける1万円という積算根拠になるものでございます。

3目老人福祉費165万1,000円の減、これにつきましては敬老会事業の中止に伴う3節職員手当等から13節使用料に係る減額の補正でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。3款2項1目児童福祉総務費1,110万4,000円、これにつきましては村独自の部分でございまして、18歳以下の児童等に対する保護者への給付事業でございまして、これに係る補助金分とあと郵便料の役務費を予算計上しているものでございます。18歳以下の児童等に対して一律1万円を寄附するものでございまして、1,100人ほど想定しているものでございます。

5款1項3目農業振興費125万2,000円の減、これにつきましては農業部門の大衡ふるさと祭り開催事業が取りやめになるもので、その部分を減額しているものでございます。

6款1項1目商工総務費912万1,000円の減でございます。これにつきましては、万葉まつり、万葉イベントの中止に伴い、係る経費の減額をするものでございます。

2目商工振興費2,889万1,000円の増でございます。通信運搬費につきましては、商品券の郵送等々に係る経費でございます。18節負担金補助及び交付金につきましては2,800万円の増、内訳といたしましては記載のとおり新型コロナウイルス感染症防止対策

協力金800万円、地域商業支援金400万円、家計支援消費拡大事業、これが商品券の事業でございますけれども1,100万円、新型コロナウイルス感染症融資信用保証料の補給金が500万円でございます。

次のページをお開き願いたいと思います。

土木費7款4項2目公園費でございます。42万円の減、パークゴルフ振興費の減でございます。

8款1項2目非常備消防費200万6,000円の減、これについては非常備消防総務費の減でございまして、水防訓練等々に係る費用弁償の減等でございます。4目災害対策費297万5,000円の増でございます。食糧費・光熱水費は減でございますが、消耗品につきましては災害対策に係るマスクの購入経費に充てるものでございます。

9款4項1目社会教育総務費98万2,000円でございます。これにつきましては社会教育、青少年教育、芸術文化事業に係る各種事業の減分でございまして、3節職員手当等から18節負担金補助及び交付金を記載の金額で減額しているものでございます。2目公民館費45万2,000円でございます。これにつきましても、大衡ふるさと祭り中止に伴う減額でございます。

次のページでございます。美術館管理費283万1,000円の減でございます。これにつきましても、企画展中止に伴う係る経費の減額でございます。

5項1目保健体育総務費150万2,000円の減、社会体育事業、一番大きいのが村民体育大会中止に伴う係る経費の減額をしているものでございます。体育施設管理費につきましては167万円、これについても各施設等々の休止の期間の賃金の減ですとか、大森プールの係る経費について減額をしているものでございます。

13款1項1目予備費でございます。184万9,000円の増でございます。調整によるものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） これより本案の質疑を行います質疑ございませんか。赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） 今回コロナウイルスの感染防止対策で国県支出金が大きな額が入ってきております。それぞれ国庫補助金、県補助金の交付決定の日、それから実際に大衡村口座に入金になった日をお知らせください。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 特別定額給付金に関するものは、本日予算を可決していただき

ましてからの交付申請ということになりますので、交付決定は今からということになりますが、概算交付を受けることができまして、5月中に概算交付を受ける事ができるものでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） それは、国庫も県費についても同じという考え方でよろしいのでしょうか。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 県費のほうの商工費県補助金についてですけれども、これについては先般からお話ししているとおりコロナウイルスの休業による協力金でございますけれども、これについては県のほうでも今月14日・15日に県議会の臨時会が開かれるということでございますので、それで予算が決まってからということになりますけれども、その県の補助金この400万円の部分については、今の県とのお話の中では精算払いということでお支払いをいただくということで進んでいるものでございます。

議長（細川運一君） 赤間しづ江君。

5番（赤間しづ江君） そうしますと、大衡村としては一時立替えというふうな考え方の支出ということになるのでしょうか。その辺伺います。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 当課所管の特別定額給付金、あと子育て世帯への臨時特別給付金の関係ですが、10万円の給付もしくは子育てに関する1万円の給付に関しては、その同月中に概算交付受けることが可能でございますので、そちらのほうの村としての持ち出しはないものと考えております。ただ事務費に関しては、ある程度精算交付というのもございますので、一旦村での持ち出しということで、後日精算交付ということで考えております。

議長（細川運一君） 産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 説明不足でしたけれども、県のほうも概算払いという手続はとるというふうに聞いておりますけれども、大衡村の分については額も400万円ということでございますので、精算払いということで進めさせていただきたいなというふうに考えております。なおこちらについては、事務費等については補助がないということでございます。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 新型コロナウイルス感染対策の特別定額給付金の今日は主な補正についての話だと思いますが、その中で質問させていただきます。

本日の臨時会ですが、時期ですね。どのような基準を決めて本日に至ったか、もう少し早くできなかつたかということをちょっと伺いたいと思います。

議長（細川運一君） その1点ですか。

1番（小川克也君） まず1点目に、ああ1回。

議長（細川運一君） 質問する項目があれば、全て述べてください。

1番（小川克也君） 4月下旬ですか、国では補正が可決されまして、既にいろいろな自治体ではいろいろな取り組み、また支給されているところも多々あります。早めに本日の会を開いて補正を可決して、住民に今日もいろいろな独自の支援も発表されました。連休前に住民に公表して、早めに支給する考えは村にはなかつたか、伺いたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） この点でありますけれども、本来であれば連休前にやって、村からの方針が示せればよかつたところではありますけれども、まず日程の設定関係でありますけれども、この点につきましては全員協議会でご説明申し上げましたとおり住民の方に記載関係の不便といいますか、そういうものをなくすためにあくまでも村として様式を一式そろえて送りたいということで、その様式の用紙関係がこちらのほうに届いて準備できるという期間が大体今日あたりということで、それに合わせまして臨時会を設定したところでございました。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 大型連休中社会福祉協議会ですか、緊急小口の資金の給付に関する相談コールセンターやっておりました。大変住民不安がって、電話される方たくさんおられたと聞いております。この大型連休前にこの会をやって公表していれば、もっと住民は安心して大型連休中過ごせたかと思います。

今後、国でも第2次補正予算考へていると聞いております。ぜひまた次の機会がありましたら、至急考へて住民に公表していただきたいと思いますが、どのような考へをお持ちでしようか。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） その点につきましては、それぞれタイミングを見計らいながら、臨時会等々の開催をお願いしたいというふうに思っております。また、さきの全員協議会

でご説明させていただきました案件、国の事業さらには村の単独事業、こちらにつきましては本日午後全世帯を対象にチラシを配布する予定としております。そちらのチラシを見ていただきながら、村からの支援等々こちらのほうを住民の方々が把握していただければというふうに思っているところであります。

議長（細川運一君） 小川克也君。

1番（小川克也君） 競争するわけではないんですけども、他の自治体もやっていますので、迅速な対応をお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） 総務課長。

総務課長（早坂勝伸君） 今後はそのようにさせていただきたいと思います。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 定額給付金等についてお伺いしたいと思いますが、一般的にこれが国の方針でもらえると決まってから、口座を指定してくださいとかそういったことを聞きたびに、住民の方から世帯主に入るのかという話を聞かれます。個々の場合もあるのかなということで、私もわからなかつたわけですが、今日お話を聞くと世帯主の口座に3人だったら3人分入るような話、これはお父さんに皆使われるみたいな冗談みたいな話が言われますけれども、これは分けることができるのかどうかということで、お伺いしたいと思います。口座を指定、子供は子供で別なところにいるからそちらにできるのかとか、そういう意味でお伺いします。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） この特別定額給付金なんですけれども、世帯に対する給付金という考え方でございますので、あくまで世帯主の口座に対する振り込みという考え方でございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） 今いわゆるテレビ番組だと、DV家庭とかいろいろなことで議論されているのを私もたまに聞いたり見たりしているんです。そういう意味ではないでしょうけれども、そういう特別申請というか「分けていただけませんか」という申し込みがあった場合は、法的に可能なのかなという意味でお伺いしたかったわけです。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 先ほど申し上げたのは、あくまで一般のご家庭に関する給付のスタイルでございまして、議員からご質問のあったとおりDV等ある程度ご事情がある

場合は申し出いただきて、DVのある方はまた別途世帯主ではなくて、世帯主には給付しないで個人のほうに振り込むような制度設計になってございます。

議長（細川運一君） 佐々木金彌君。

10番（佐々木金彌君） そうすると、そういった特別認められるものはいいけれども、一般家庭で「うちで分けてください」と言った場合は、別に関係ないんだよという考え方をしなきゃいけないわけなんですか。

議長（細川運一君） 住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 関係ないとかそういう考えではなくて、ご家庭でよく話し合っていただいて、ご家庭の分をお使いいただくようにお願いしたいと思います。

議長（細川運一君） ということだそうでございます。

佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 今回の補正予算、コロナウイルス対策補正予算ということで、計数的なものは理解するものでありますけれども、予算執行に関連しての要望等1点質問させていただきます。

要望としては、先ほどの全協でも申し上げましたが、この特別定額給付金を初め、これらの交付を初め商品券の配布等を今後進める場合、行政事務手続に伴ういろいろ詐欺行為が懸念されます。いかがわしいメールとか、あるいは個人情報を知ろうとする電話、いろいろな点心配されるわけですけれども、これらの給付金詐欺への注意呼びかけをチラシ・広報で取り組むという考えはお聞きいたしましたけれども、ぜひ徹底して住民・村民一人一人がこれらの被害に遭わないように、予算執行上行政事務を進めるようにぜひ取り組んでいただきたいという要望、1点であります。

それから質問、今回の補正予算の中で教育費につきましては、社会教育費関係の計上はございますが、今長期にわたり小中学校休業・休校となっておるわけですけれども、その辺学校現場からの声、教育長の考え方等のなかでお伺いしたいわけですけれども、ほかの自治体におきましては教育格差を心配するゆえに質問するわけですけれども、今後の教育格差・学力格差を考える場合に質問させていただくわけですけれども、オンライン学習等を取り組む自治体、それに併せて家庭環境、パソコン・タブレット等の環境が未整備の家庭には無償でタブレットの貸し出しをする、そういう取り組みをしている自治体もございますが、教育現場からのそのような要望の声等が大衡の場合あったものかどうか。

その辺と、併せて今後を考える場合の学力の格差に対する教育長としての考え方を質問したいと思います。

議長（細川運一君） 最初、住民生活課長。

住民生活課長（金刺隆司君） 給付金等の詐欺に関しては、十分確かに注意するところでございます。今回、定額給付金の申請書にも詐欺に関する注意事項を印刷しているものでございます。今後におきましてもさまざまな方法を使ってそういった詐欺に対する注意喚起に努めてまいりたいと思います。

また、消費生活のホットラインでは、何かありましたら「188（いやや）」を回していただければ、こういったものの相談に応じることもできますので、そういったものもご利用していただきたいと思います。

議長（細川運一君） 商品券について、産業振興課長。

産業振興課長（渡邊 愛君） 商品券についても、議員ご指摘のとおりそれに関連して詐欺行為があるということも懸念されるところでございますので、住民生活課長申し上げましたとおり他の給付金等とも併せて、注意喚起等を十分に取り組んでまいりたいというふうに考えるものでございます。

議長（細川運一君） 教育問題については、最初に学校教育課長にご答弁をいただき、それから教育長にご答弁をいただきたいというふうに思います。学校教育課長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） ご質問の中にはあったICT関係、通信関係、そういった部分については令和元年度の国の補正予算におきまして国全体で2,300億円超の予算が確保されておりまして、その中で学校児童生徒の1人1台のパソコンの配付というところと、それを学校内で使うようにするための高速通信ネットワーク環境、こういったものを整備していくことと、ギガスクール構想というものが発表されてございます。

それをもとに、令和元年度の3月の補正予算で既にそれに取り組み始めた自治体もございますけれども、大衡村のほうではそれに向けた準備を行っていたところでございました。それに4月の国の補正予算、令和2年度の補正予算が出てきまして、その中にまたギガスクール構想の一定の強化を図るという意味が入っているんですけれども、新型コロナウイルス対策の関係で休業になったために、児童生徒が家庭にいながらオンラインで学習ができるような、こういった仕組みを早急に構築しなくてはいけないという国の考え方のもとに、また二千二、三百億円だったと思いますけれども、その分の予算が追

加補正されてございます。

もともとの国のはうの計画では、令和5年度までに小中学生のパソコン、タブレット等そういった端末を個人一人一人に配付、与えて勉強させましょうという計画でございましたけれども、コロナ対策の関係も含めてそれはもう令和2年度中にその予算を全部追加しましょうということで、令和2年度の補正予算が国のはうで追加されております。その説明会が、昨日文部科学省のはうからインターネットでユーチューブのライブ配信という形で、説明が昨日行われた状態になっております。

それを受けまして、大衡村のはうでもそういった令和元年度の国の補正予算及び令和2年度の補正予算、それ活用して現在小中学校にある通信ネットワーク環境、校舎内のですね。そういったものについての10ギガの通信ネットワークに将来的に対応できるような配線の工事、あるいはスイッチングハブ関係ですね、機器の関係。そういったものを、令和2年度中に大衡村でも取り組んでいく予定としてございます。

また、端末につきましても児童生徒一人一人の配付についても、令和2年度中にそちらに向けて取り組んでいこうということで今その辺の資料関係、そういったものをを集めている段階でございまして、結構工事費も多額になりますし、1人1台の端末についても国の単価では4万5,000円が基準となってございますので、それを大衡小中学校の児童生徒500名以上になりますので、そういった子供たちに購入・配付していくというような大きな事業が今後出てくる予定になっております。

それに向けて、すぐすくちょっと積算できる状態ではないので、なかなか今日の中には出されませんけれども、今後それに向けて村のはうでは取り組んでいって、学校の中でのICT化の授業での子供たちの学力向上、及び緊急事態下臨時休業中、こういったときにもこういったICTを活用しながら学力の向上といいますか、そういったものが図れる環境をつくっていくというふうに、令和2年度中に村のはうといいますか教育委員会のはうでもそれに向けた今準備をしているというところでございます。

議長（細川運一君） 教育長。

教育長（庄子明宏君） お答えいたします。

議員おっしゃいました教育格差についてですけれども、明らかに生じていると感じております。特に地域格差、大衡とほかの地域ということを考えたときには、今次長のほうからお話しがありましたとおりオンラインを使うことができるところ、できないところの差は大きいと思っております。

今後大衡村といたしましては、まず今現在非常に課題になっているのは事業を始めるに当たっても3密を避けなければならないというふうなことがありますので、当面の間はクラスを半分に分けての授業で進めなければならないということで、年度当初の授業は明らかに予定よりも遅れていくだろうというふうに考えております。

じゃあ、それをどのように今後展開していくかということにつきましては、今現在夏休みを使用すること、場合によっては土曜日の授業を使用すること、それから大きな行事等につきましては精選して授業時間を生み出していくというところで今現在考えておりますけれども、14日の国の首相の会見がありますけれども、それを受けた県知事の会見があると思います。そして、教育委員会のほうからまた指示が出てくると思いますけれども、それを受けた教育委員、それから学校長等と話し合いながら、今後検討していくたいというふうに思っております。

議長（細川運一君） 佐野英俊君。

2番（佐野英俊君） 前段要望として申し上げました詐欺行為に対する取り組みについてですけれども、先ほど国のはうの「188（いやや）問い合わせ」とか、そういう答弁いただきましたけれども、そういう「188（いやや）ダイヤル」に対する問い合わせやらができない方々が、とにかく詐欺行為に遭う確率が高いのかなと。その辺考える場合に、やはり一番親しみのある村民・住民は、国なり県よりも村という部分での親しみの中での注意喚起が一番かと思います。ぜひ先ほども申し上げましたけれども、注意喚起、呼びかけ徹底して取り組んでいただきたいという点、答弁は必要といたしません。再要望しておきたいと思います。

それから教育問題ですけれども、質問の仕方悪かったのかなと思いますけれども、今後の将来に向けた学校におけるオンライン、そういう教育等々を構築するための予算措置、国の動きを受けて村でも今後取り組んでいく現在試算中だという、その辺は理解できました。私質問したかったのは、今現在休業・休校中における教育現場のほうから、要するに学校側からすぐさまよそで取り組んでいるオンライン教育に向けて、すぐさま取り組むことできないのかとかいう現場の声があったのかないのかという部分を、単純にお聞きしたかったことが1点。

それから、5月14日以降の国の動きによって、教育長のほうから県、県教、あるいは村教育委員会としてのいろいろ方向付けがなされるという答弁でございますが、その辺は流動的な部分もあるかと思います。今後、大衡の教育がレベル低下しないようにぜひ

取り組んでいただきたいという部分を、再度その辺の考えを質問させていただきます。

議長（細川運一君）　学校教育課長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤　浩君）　失礼しました。今後のことについてのお話になってしまいましたけれども、今回の休業中に学校のほうからＩＣＴを活用したそういったものの推進という形については、現場のほうからの声としては教育委員会のほうには届いておりません。

議長（細川運一君）　ほかに質疑ございませんか。文屋裕男君。

7番（文屋裕男君）　今回この補正予算、コロナ対策がほとんどなんですかけれども、大衡村でこれまで住民に対してこのコロナウイルスに対してどのようなことを行ってきたのか、ちょっと疑問な点があるのでお伺いしたいと思いました。というのは、今日のこの補正予算を見ますと、国あるいは県からの補助金が入ってくるという中での補正予算ということで組んでおられるのが、まずもってあるということが1つ。

それから、村の予算を使ってやるという、それはもちろんこうして議会を通さなければできないわけなんですかけれども、ほかの自治体を見ますともう既に住民に対してマスクを配ったり、あるいは消毒液を配ったり、あるいはさっき佐野議員からも出ましたけれどもタブレットを渡してもう学校の授業をやっているというような、そういうようなことをみんなやっているわけなんですかけれども、何か大衡村では何もやっていないんじゃないかという声が、住民からどんどん出てきているんですよね。予算がないからできないというならば、ほかの自治体のほうでは予算あったんでしょうかね。その辺、ちょっとお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　村長、ご答弁願います。

村長（萩原達雄君）　お答えいたします。

大衡村、これまで11回コロナ対策会議、県内でも多分いち早く立ち上げたと自負しているところでございます。そんな中で、いろいろな施策等々やってまいりました。それが、村で何もやっていない、そういう捉え方される人も中にはいるんだろうと思います。それはなぜかというと、いちいち新聞、マスコミ等々に投げかけをしていない。そして、もちろん投げかけすれば新聞にも載ったり何なりするんでありますけれども、まずそういうＰＲ等々が目的ではない、中身の話であります。であります、マスクについてもいち早く住民の方々に、住民の方々と言っても一般の住民全部という意味ではありませんけれども、配布をさせていただきました。

そういったことで、着々といろいろな事業について検討を重ねていたわけでありまして、給付金等々につきましてもとっくに渡した、あるいは青森県の七戸だっけ、あの辺でももう渡しているという話は何日も前からありました。しかしながら、大衡村としてもそういったことを検討しまして、そしてゴールデンウィークに差しかかったという面もありますけれども、本当にそういったこといろいろな方策をちゃんととしたものを構築して、それから皆さんに報告をしようということでの今日の会議になったわけでありますけれども、そういったことで全部これまで誠実に事業を進めてきたというふうに私は自負しております。これは、職員も一生懸命それについて取り組んできたわけであります。それが確定した、「よし、これでいこう」ということになったということでの今日の皆さんに対する発表と。

ただ、先行していろいろなことをその都度その都度やる、そういったこともできました。できるはずです。しかしながら、往々にして議会軽視だ、どうだこうだということも頭をよぎりました。なので、ちゃんとした施策の方向性を見定めて、決定させていただいて、そして今日の発表ということになったわけでありますから、どうか大衡村何もやっていないんだということじゃありません。やっているんです。ですからぜひそのことをご理解いただきたいと、このように思っております。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 村長としては、大分一生懸命やられていたというお話ですけれども、会議も十何回ですかお開きなっていたというお話なんですけれども、一般住民にはそれは全然届いていないわけですよ。マスクをもらった方はもらったと思っているかもしれませんけれども、マスク全然毎戸に渡したわけでないですから、来ない人からすれば「何だ、マスクも来ないのかや」というふうになってしまふんですね。

マスク不足で大変だったということはわかりますけれども、村長は村長なりにネットワークもありますし、そういうネットワークを使ってマスクを集めることもできたと思うんですよ。聞くところによると、どうもマスクを集めるのに職員にマスクを集めるように指示をしているというようなお話も私の耳に入りました。こうした非常事態の中で、そういう力を発揮するというのはやっぱり首長だと思うんですよ。首長が直接マスクを集めて歩いたならば、やはり職員が集めるよりももっともっと強い意味での力が出てくるのじゃないかなというふうに私は思います。こうした点について、やはり村長のほうからダイレクトにそういうところにお話ををしていただいて、こうしたマスクを

集めるとか、そしてそれをいち早く毎戸に渡す。もう、みんなマスク集めにきゅうきゅうとしているときに来たならば、それは物すごくありがたみが出てくると思うんですよ。

今こうして連休が終わって、マスクの買い方も変わってきました。ほとんどの店に行くと、もうマスクが目の前に見えるように今度置かれるようになってきたというんですね。そして、行くと必ず買える。そういうとき5枚ずつもらったって、全然ありがたみないと思うんですよ、私は。そういうリーダーシップをとっていただければ、やっぱり住民の皆さんもありがたみというのを感じるんじゃないかなというふうに思いますけれども、その辺のお考えお伺いしたいと思います。

議長（細川運一君）　補正予算案についての審議でございますけれども、文屋議員おっしゃっていること大衡村のコロナ関連の補正予算でございますので、十分ご指摘について質問できる内容であると私は判断しますので、村長にご答弁を求めるといふうに思います。村長。

村長（萩原達雄君）　いろいろなチャンネルを使ってマスクの手配等々やれば、もっともっとよかつたんじゃないかというお話であります。なるほど、そのとおりだと私も思います。しかしながら、その当時はいろいろなところからもちろんマスクの紹介來ました。そして、さらにはそのための企業さんやらそういった方々のご好意、そういったものもありました。そして、マスクも当然村の予算で購入もしました。ただ、余りにも法外な高いというのもおかしいんですが、その当時高い面もあったんで、ある程度の数量を確保はしました。

ですから、全然手配をしないとか何とかじゃないんです。村で備蓄していたものもあったわけですから、そういったものも含めて先ほどもお話しした際に何たらかんたらって言われましたけれども、社会的な弱い方々といいますか、そういった人たちに優先的に配布させていただきました。じゃあ、村民全員になぜ配布しなかったのかというようなお話も含まれているのかどうかわかりませんけれども、そういったことまでは考えなかったということが事実であります。

住民全員に仮に10枚ずつでも渡せば、6,000人ですから10枚ですと何ぼになるんですかね。ということで、いろいろとその当時のマスクの数量も逼迫していたわけでありますから、そういったことでじゃあもっともっと例えばチャンネルを使って、アイリスオーヤマ等々、あるいはアラタとかですかね。そういったところに掛け合って、どうなのやというお話もあったわけであります。職員がそういうことをするんじやなくて、村長本

人がみずからやればもっともっとインパクトがあって、何とかなったんじゃないのかというお話、ごもっともだと思います。そういったことはしなかった、それも事実であります。でありますけれども、職員に対して「こういうようなところも当たってみたらどうか」というような話はしました。

ということでありますけれども、結果的にそういったことはしなかったんですけども、でもその後マスクを寄贈してくださる会社さんが何件かおられまして、あるいは個人もおられまして、何とかかんとか今まで来ているという状況であります。そしてさらには、備蓄のためにも今やっと何とかかんとか数量がそろってきた。まだまだ足りません。これからもそろえていかなければならぬというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 文屋裕男君。

7番（文屋裕男君） 今回のこの緊急事態宣言、コロナの件についてこういうお話をされる方もいらっしゃいます。9年前の東日本大震災、あのとき以上であると。今度のこのコロナについては。9年前を思い出すと黒川4カ町村あったわけです、当時。その4カ町村の中で、大衡村のとった行動というのはほかの3町よりもずば抜けてよかったです。とにかく、住民が今望んでいるものが次々に出てくる。区長会の方たちも、その配布に本当に尽力したということが、私の耳にも入ってくるわけなんですけれども、今回はどうしたとかその9年前のあの大震災のときの経験が、ほとんど生かされないのではないかというふうによく言われます。やはり、そういう震災を経験した我々だからこそ、この大衡村の初動の体制が遅れているということを痛感している、住民の方々はそういうことを痛感しているのかなというふうに私は見るわけなんですけれども、こうしたトップの考え方1つで、このようになるのかなと住民の方よく言われるんですけれども。

それもあるけれども、やはりその中で特別に考えがあってこうしたことをやっているんだけれどもと、私少しかばうというわけじゃないですけれども、そういうふうに私はお話ししています。でも、やはりなかなかそれでは納得してくれないというのが、ほとんどの住民の方なんですよね。やはりその辺を今後自覚していただいて、こうしたときの方法っていうのはやはり今住民が何を望んでいるかということをいち早く察知して、そしてそれをいち早く実行に移すということが、これが一番大事ではないかなというふうに私は思いますけれども、今後についてあるいはこれからのことについて村長の考えもう一回聞いて、終わりにしたいと思います。

議長（細川運一君） 村長、簡潔にお願いいたします。

村長（萩原達雄君） 今日、全協を午前中といいますか、この会議に先立ちまして開かせていただきまして、その際説明をさせていただきました。そんな中で、村のこれまでの施策、そして村独自の施策、そういったものがちゃんと固まったということでの今日、先ほども申し上げました発表ということになりました。これまででもやってきたとおりでありますけれどもこの村独自の施策、そういったものもぜひ評価していただいて、私は別に新聞に載るから載っているところはいいんだとか、そういうことじゃないと思うんです。内容だと思うんですよね、あそこのやっていることの内容。

ですから、特別PRはしません。PRしないということは、やはり村民の方もよく理解していないこともあるんだろうとは思いますけれども、今日それをちゃんと皆さんの方で発表したわけでありますから、議会軽視とか等々も言われることもなく今後はPRをしてまいりたいと、このように思っております。

以上であります。

議長（細川運一君） 石川 敏君。

3番（石川 敏君） 私もちょっと関連でお話ししたいと思うんですけれども、今文屋議員から村の今回の新型コロナウイルスに対するいろいろな対策についての質問あったわけですけれども、私も今日の全員協議会でいろいろな村としての対策、政策、いろいろ打ち出されました。個人に対する政策なり、事業主の方に対する政策、いろいろ考えてこういった政策を決定されたと思います。それは評価するんですけれども、やっぱり住民の皆さん側から見ると村としてどのように考えて、どのようなことを考えているんだろうかと、そういうような発信がやっぱり不足していると思うんですよね。

今回、本日予算の補正ですけれども、やっぱりもうちょっと早めに取り組んでいただいて、皆さんから見えるような行動をとっていただきたいと思うんですよね。新聞発表とか報道発表はいいですから、そういうのじゃなくてやっぱり住民の皆さんから見て、村としてもこのようないろいろな対策をとっているんだという姿が実感としてわかるように取り組みをしていただきたいと思うんですよね。4月の広報に二、三枚のチラシ入りましたけれども、時期的に連休ということもありましたけれども、そういう感じにはもう少し早い対応をお願いしたいと思います。

国のほうでは、第2次の補正予算も今検討されています。多分出てくるでしょう、いろいろな違う取り組みが。事業主の方に対する家賃補助だったり、学生の皆さんへの支

援、そういうものが予想されます。ですので、やっぱり第2弾、第3弾出てくる可能性ありますので、コロナ対策については相当長期にわたる対策がとられると思います。ですから、時期を失すことのないように村としても取り組んでいただければと思います。補正予算も適時やっていただきいいと思うんですよね。そういうことで、早い対応をぜひこれから考えていただきたいと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　文屋議員あるいは石川議員のご指摘、本当に反省するところも多々あるわけでありますけれども。もう一つは、やはりこうなったという経緯ですかね、そういうものは最終的には議会の承認を得ないとどうにも前に進んでいかないというような状況が、今まであったんですよ。何かというと「何で住民が知っていて、我々議員が知らないんだ」「これは議会軽視だ」と。ですから、職員も我々もトラウマになっている面が多々あります。

ですから、今日議会を開いてそれからじゃないといろいろなことが進行しないというようなものが、職員も我々もですけれども、といったことがずっとあるわけです。本当はこんなこと言っていられないですので、県国でも予算成立しなくていいから、もう各町村でやってくださいって言ったんですよね。10万円の件も言ったんです。もう国会通る前から、「いいからやってください」と安部総理入は言ったんです。だけれども、それをやったのは青森の六ヶ所村だけか、七戸だけぐらいなところでした。私報道で知っている限りは、ただそういうのやっているんです、ありました。

だけれども、大衡については何かというと「やはり議会の承認を得なければならない」「議会軽視だ」、やっぱりそういうことが我々常々トラウマになっているところもあります。そういうことで、今日の議会を開催してとりあえずということで、それまでに施策を万端に整えておくと、その代わりということでの今日の発表になったわけありますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

議長（細川運一君）　　石川　敏君。

3番（石川　敏君）　　1回の質問で終わらせようと思ったんですけども、議会も、当然我々も全面的にやっぱり緊急事態の場合は協力するわけです、するはずです。皆さん、そういう考え持っています。ですので、極端な場合休日でも可能だと思いますよ。現にそういうことをやっている自治体もありますので、臨時会をですね。やっぱり当然執行部だけでなく、議会としても一緒に取り組んでいく必要あるわけですので、お互いに協力

しながら、そういう思いですので、村長ね。皆さんに目に見えるように早めにしたいと思いますので、我々も協力していきたいというふうに考えています。そういう対応で考えていただければと思います。

議長（細川運一君）　　村長。

村長（萩原達雄君）　　そのとおりですね、緊急事態の際の対応を本当にやっていきたいと思いますし、議員の皆様方にもよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

以上であります。

議長（細川運一君）　　小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君）　　いろいろ皆さんから聞いておりましたけれども、多分最後になるのかなと思いますが、新型コロナウイルスに対して各種の行事、各種事業の中止、いろいろな部分が示されました。やはり、村民の方々にいち早くこのようなことが中止されるとということを知らせることも大事だと思いますし、それから学校の再開です。やはり、今一番苦しんでいるのは家庭のお子さんいる方々、本当に苦しんでいるところです。お昼のご飯も食べさせなきや、給食がないというところで、3ヶ月です。物すごく大変な思いをされています。

そんな中で、今回独自の支援として18歳以下に1万円、1,100人ですね、そのようなことがございました。けれども、ひとり親世帯の方々や要保護の方々ですね、そういうような方々は普通の人たちより本当に大変な思いをしています。それにプラスアルファはできなかったのか、そのところを私はすごく感じているところでもあります。学校の再開はいつになるのか、大衡村はまだ未定という形になっています。昨日、先生方が歩いたみたいです、各家庭の家を。それで、課題を渡して歩いたという話を聞きましたけれども、初めてみたいです。そういうことも聞きますと、やはり子供たちは先生にも会いたいし、友達にも会いたいという気持ちがたくさんあります。

村長が、先ほどお話ししたように緊急事態宣言で、その中でも議会の皆さんのはり承認を得なければできなかったというところもあるというお話がありましたけれども、こういうところはやはり専決でやっていただきることは必要じゃないかと思いますし、これから第2波、第3波、そしてクラスターがもしかするとまたあるかもしれません。いつか、これはここで終わりということがないものですから、そういうところをやはりきちんととした形でやっていただきたいと思います。

議長（細川運一君）　　子育て生活支援緊急給付金について、ひとり親世帯について割増しはで

きなかったかというご質問でよろしいですか。

4番（小川ひろみ君） そうですね。あと学校再開。

議長（細川運一君） 健康福祉課長でよろしいですか。健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君） お答え申し上げます。

今回18歳以下のお子さんのいる家庭へ1万円という給付なんですが、村としましては感染防止を図るためにいろいろ無線放送、あるいは広報紙にチラシを入れたりしてお知らせをしてきているところですが、万全ではなかったということでお一人お一人の感染拡大防止に努めていただくことで、健康福祉課としては考えてまいりました。実際、生活していく上でやはり苦しいというお声も出ているということでありましたので、お子さんのいるご家庭に対してはひとり親家庭だけではなく、全ての18歳以下のお子さんのいるご家庭にということで考えたものでございますので、よろしくお願ひいたします。

議長（細川運一君） 学校教育課長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤 浩君） 学校の再開の関係につきましては、臨時休業がその都度その都度急に通知が来て決まってしまうという流れの中で、臨時休業というのをさせていただいておりましたけれども、6月1日から学校の再開ということではそこは変わつてしませんので、それに向けての臨時の登校ですね。そういうものを、今月末といいますか、その辺に向かって今調整をしているということでございますので、そういう形で保護者の方々にはメールを通じて本当にいろいろな内容のメールを学校のほうから通知をしておりまして、その中でさつきちょっとお話出ましたけれども、ボスティングという形で先生たちが子供たちの家を回って、そこで課題とかそういうものを届けると、また健康観察についても電話しながらその状況を聞き取りするというようなそういう形で取り組みをして、あと6月1日以降の学校再開に向けて今準備をしている。その際に、学校でなかなか3密を避けるというのが難しいものですから、その辺についていろいろと今知恵を出しながら検討しているというところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 健康福祉課長のほうからは、18歳未満の全員の方にということがありました。家計の苦しい方々という部分を考えますと、やはり全員というのも必要でしょうけれども、それにプラスアルファするような形の支援という形は村として私はすべきではないのかなと思っているところでありますので、これから第2波、第3波、もしかすると終息が今年度1年、2年、3年、4年、いつ終わるかわからないような状況で

す。そういうことをやっぱり見越した上で、いろいろなことをやっていただきたいと思います。

あと学校の再開ですが、やはり分散登校になるという、先ほどの最初の議員の方のお話への答弁でありましたけれども、そのことについても入学式もまだやっていない状況、やっぱり入学式を待っている子供さんたちもいます。小学校1年生、中学校1年生、一番不安になっている子供たちだと思います。そのほかの子供たちも、当然不安は不安です。そういうことを考えても、やはり6月1日、それができるのが一番いい方向だと思いますけれども、そこに向けてやはり学校の中では3密をさけるための人数の配分なんかもあるでしょうし、顔洗いまでしなきゃいけないような状況だということもいろいろな報道でも聞きます。そういうことを徹底した上で、手洗い、うがい、顔洗い、そういうことを学校現場のほうにもお話ししていただいて、早急にいろいろなこと、決めなきゃないことたくさんあると思いますので、そういうことをやっていただきたいと思います。

議長（細川運一君）　再度、健康福祉課長。

健康福祉課長（早坂紀美江君）　議員おっしゃるとおり、ひとり親家庭の生活が大変ということも十分承知しております。健康福祉課としましては、やはりそこに上乗せという形も頭をよぎったわけですけれども、例えばご両親がそろっていてもご家庭が大変というところもあるかと思います。どこかでは線引きをしなければいけないという現状もございましたので、やはり18歳以下のお子さんのいらっしゃるご家庭ということで判断させていただいたところでございます。

今後、第2波、第3波と続く状況も考えられておりますので、長い目で見て必要であれば、そういう対策も今後検討していかなければいけないというふうに感じているところでございます。

議長（細川運一君）　学校教育課長。

教育次長兼学校教育課長（齋藤　浩君）　学校再開に向けましては、感染症対策に万全を期すというのが大前提でございますので、手洗いであるとか換気であるとかソーシャルディスタンスという距離といいますかね、空間を広くとるというようなそういったところを確保しながらやっていかなくちゃいけないということで、それをどうするかというところで今鋭意検討中だということでございます。

また給食もなんですかね、給食は通常大衛の場合は食カン方式ですからそこで配

膳するわけですけれども、そういったものが感染のリスクが大きいということで、そういったものについても当面は簡易給食的なやり方をしていこうかとか、そういったときに分散登校したときの対応をどうするのかとか、そういったいろいろな関連したところの課題が出てきますので、そういったところを一つ一つ課題をつぶしながらといいますか、見極めながら対応を図っているというところでございます。

6月1日以降については、今の段階では再開が変わることは今ところはないのかなというふうに思ってございますので、14日の国と15日の県のほう、そういったものを見て始業式あるいは入学式、そういったものの日程についてはもう確定するという形で今回は発表するのがいいのかなと思っております。今まで流動的なところがあったので、ほかのところはいついつ始業式・入学式っていうのは日付を公表しておりましたが、大衡は未定という形でそこは濁しております。ですが、結果的にはどこでも延びているという形になっておりましたので、今回はその辺の日程的なところはある程度決めた形で早く公表できるのかなというふうに思っているところでございます。

議長（細川運一君） 小川ひろみ君。

4番（小川ひろみ君） 学校を3ヶ月休んだ中で不登校、これからその問題がとても大事になってくると思います。学校に行きたくない、もうそういうような子供たちの声を聞くと、本当に悲しい思いになります。たまたま、大衡村は今回心のケアハウス、スーパーバイザー、3人の優秀な先生方が来てくださいました。そういう方々のお力を借りて、不登校がもっと増えるようなことのないように万全を期していただきたいと思います。

最後に教育長、お願ひいたします。

議長（細川運一君） 教育長、ご指名でございますので。

教育長（庄子明宏君） 6月1日以降の授業については、予定しております。ただそれに向かいまして、まず段階的な登校について、今月中にある程度やった上で、6月1日以降始業式・入学式を挙行していきたいというふうに思っております。

また、今議員おっしゃいましたように不登校・DV家庭につきましても、気になるご家庭につきましては学校のほうから適切に電話をして対応していただくようにしております。今現在、心のケアハウス事業につきましても冊子等を検討しております、33ページくらいの厚みになってきておりまして、これをさらに検討しながら予定どおり開催できればいいなというふうに思っております。

いずれにしましても、3密にならないような授業というのは大変難しい状態であります

すので、今後さらにそれを教育委員会、校長会等で十分に吟味しながら進めていきたいなと思っております。

議長（細川運一君） ほかに質疑ございませんか。（「なし」の声あり） 質疑がないようです。

これで質疑を終結、討論を省略し、直ちに採決をいたします。

お諮りをいたします。本案を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔異議なし多数〕

議長（細川運一君） 異議なしと認めます。したがって、本案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了をいたしました。

これをもちまして、令和2年第2回大衡村議会臨時会を閉会といたします。

大変お疲れさまでございました。

午後 0時34分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大衡村議会議長

署名議員

署名議員